

令和5年 第3回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

公 開 部 分

令和5年 第3回宮崎市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和5年3月22日(水) 13:40～15:00
- 2 場 所 清武総合支所 委員会室
- 3 出席者 **【教育長・教育委員】**  
 西田教育長、松尾代表教育委員、畠山委員、片山委員、小林委員  
**【事務局】**  
 迫田教育局長  
 (企画総務課) 川邊課長、堀室長、野妻主任主事、  
 小八重主任主事、河野主事  
 (学校施設課) 河野課長  
 (学校教育課) 重盛課長  
 (教育情報研修センター) 堀之内所長  
 (生涯学習課) 長田課長  
 (保健給食課) 児玉補佐  
 (文化財課) 白坂課長

4 議事

議案

番号	件名	説明者
議案第9号	宮崎市立幼稚園規則の一部改正について	保育幼稚園課長 補佐
議案第10号	第二次宮崎市教育ビジョン(宮崎市教育振興基本計画)の変更について	企画総務課長
議案第11号	宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について	企画総務課長
議案第12号	宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	企画総務課長
議案第13号	宮崎市学校管理規則の一部改正について	学校教育課長
議案第14号	宮崎市立図書館管理運営規則の一部改正について	生涯学習課長
議案第15号	課長相当職以上の職にある者の人事異動について	教育局長
議案第16号	宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	教育局長

報告

番号	件名	説明者
報告第5号	令和5年第1回宮崎市議会定例会(3月)の報告について	教育局長
報告第6号	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	教育局長
報告第7号	令和4年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について	学校教育課長
報告第8号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回教育委員会定例会を開会します。</p> <p>本日の傍聴者は、ありません。</p> <p>それでは、会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、畠山教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>「(1) 教育長報告」ですが、記載のとおりです。</p> <p>「(2) 委員報告」ですが、報告案件はございません。</p> <p>次に、「(3) 教育局長報告」のうち、2月27日(月)から3月17日(金)で開催されました「令和5年第1回宮崎市議会定例会(3月)」と、「(4) 各課行事報告等」のうち、「①学校教育課」行事にあります、2月20日(月)に行われた「第4回宮崎市いじめ防止対策委員会」については、後ほど議事の報告として、事務局から説明します。</p> <p>続いて、同じく「①学校教育課」行事で、3月16日(木)に行われた「市内中学校卒業式」について、事務局から報告をお願いします。</p>
重盛学校教育課長	<p>市内中学校卒業式について報告します。</p> <p>今年度、3,402名が卒業します。昨年度は、3,173名でしたので、229名の増となっています。</p> <p>卒業生は、個人の判断によりますが、多くの生徒は、マスクを外して参加するなど、制限が緩和され、来賓や保護者も出席する中で、厳かに実施されました。教育委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。</p> <p>なお、小学校は、明日23日に卒業式を行う予定です。今年度は、3,811名が卒業予定で、昨年度は、3,821名でしたので、10名の減となる見込みです。委員の皆様にもご列席していただく予定としていますので、どうぞよろしくお願い致します。報告は以上です。</p>
西田教育長	委員の皆様も卒業式に参加されたと思いますが、ご感想等ありましたらお願いします。
畠山教育委員	<p>私は、大宮中学校の卒業式に参加しましたが、涙涙の感動的な卒業式でした。校長先生がご挨拶の中でバックナンバーというアーティストの「水平線」という曲の歌詞を読み上げておられました。じんとくるような歌詞でした。</p> <p>卒業生の歌もマスクをしたままでしたが、とても素敵なハーモニーで、校歌の斉唱もありましたし、マスクを外した姿、マスクを付けた姿両方を上手に配慮されながら、有意義な時間で感動させていただきました。以上です。</p>
小林教育委員	私は、東大宮中学校に行かせていただきました。入場からほとんどの生徒がマスクを外した状態が入ってきましたが、3年間のコロナ禍で、いろいろ大変だったけれども、むしろそれで深まった絆の話が答辞の中で出てきて、感動的な式だったと思います。
片山教育委員	私は、大淀中学校でしたが、マスクは一割くらい何人かの女の子が付けていた感じで、ほとんどの方は外していて、コロナで始まりコロナで終わる3年間だったと生徒会長の話がとても心に響きました。全国の中学3年生は、皆同じような思いで過ごして、それが力になるという話に感動して、それを力にして成長できた3年間だったということを本当に感じた卒業式でした。歌がすごく上手で、本当に感動し、心揺さぶられ

	る卒業式で本当によかったです。ありがとうございました。
松尾代表教育委員	宮崎西中学校の卒業式に参加しました。久しぶりに外部の方を入れての式だったと思いますが、初めて見守られながらの式典ということで、最後にこのような形で式を行うことができたと、送辞の中にも子どもたちの思いが詰まっていたかなという気がしました。簡略化された部分がまだまだあるので、コロナ前と変わらない式にしていくのは難しい部分もあるかと思いますが、今後また当たり前に普通の式が行われてほしいなと思ったところです。
西田教育長	私も佐土原中学校でしたが、本当にいい卒業式でした。ありがとうございました。他になにかありますか。
委員	なし。
西田教育長	次に、会次第「4 議事」に入らせていただきます。2ページをご覧ください。本日、議案が8件です。 議案第15号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、 議案第16号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」は、傍聴者・事務局職員の退室の必要がございますので、会次第「7 行事予定」の説明後に、ご審議いただきます。 それではまず、議案第9号「宮崎市立幼稚園規則の一部改正について」、説明をお願いします。
大浦保育幼稚園課長補佐	議案第9号「宮崎市立幼稚園規則の一部改正」について、ご説明します。資料については、3ページからとなります。なお、市立倉岡幼稚園については、教育施設ですが、「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程」に基づき、子ども未来部が市立幼稚園の管理に関するこの事務を行うこととなっていますので、保育幼稚園課から説明をします。 前回の教育委員会定例会でご説明のとおり、宮崎市立倉岡幼稚園については、当初、令和5年度末で廃止する予定としていましたが、園児の転園により、令和5年度の在園児が0人となることから、廃止の時期を1年前倒し、令和4年度末で廃止する運びとなりました。それに伴い、宮崎市議会3月議会に倉岡幼稚園廃止にかかる条例案を提出し、先日議決されたものです。 今回、教育委員会定例会にて審議をお願いしています「幼稚園規則」については、「幼稚園条例」の関連規則となります。条例案が議会で議決されたことに伴い、今回の定例会に規則の改正案を提出させていただいたものです。規則の改正内容についてご説明をしますが、新旧対照表にもありますとおり、宮崎市立幼稚園規則から、倉岡幼稚園の名称を削除するものとなります。 なお、本日の午前中に、卒園式及び閉園式を開催し、滞りなく終わることができました。今後、3月末までは運営を行い、令和5年4月1日付けで廃止する予定としています。説明は以上です。
西田教育長	ありがとうございました。ただいま説明のありました、議案第9号について、ご質問はございませんか。 私は、午前中倉岡幼稚園の卒園式に参列してきたのですが、来賓の方々や、保育幼稚園課の人たち皆で、一生懸命されて、園長先生も非常にいいお話をされていました。4名中3名が卒園者で1名が他の幼稚園に転園されるそうです。可愛い子どもたちが一生懸命発表して、寂しい中にも充実した会となりました。閉園になるのは寂しいですが、仕方がないのかなという感じを受けたところです。私の方からは以上ですが、何か

	他にありますか。
委員	なし
西田教育長	それでは、議案第9号「宮崎市立幼稚園規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ありがとうございました。議案第9号は承認されました。保育幼稚園課長補佐、ありがとうございました。 続きまして、議案第10号「第二次宮崎市教育ビジョン（宮崎市教育振興基本計画）の変更について」、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	<p>議案第10号「第二次宮崎市教育ビジョンの変更について」です。</p> <p>提案理由は「第五次宮崎市総合計画の期間変更に伴う所要の見直しとの整合を図るため、第二次宮崎市教育ビジョンにおける管理指標の最終目標値を設定する等の改訂を行うもの」です。宮崎市教育委員会は、本市の最上位計画である第五次宮崎市総合基本計画と整合を図りながら、平成30年3月に第二次宮崎市教育ビジョンを策定します。その中で施策の方向性や取組内容を示し、各種施策を進めてきたところです。しかしながら、第五次宮崎市総合基本計画は、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、それを踏まえた新たな計画を策定する必要があることから、令和4年第4回宮崎市議会で計画期間等の変更が可決されました。これを受けて、第二次宮崎市教育ビジョンについても、令和4年第7回教育委員会定例会において、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年間から、令和6年度までの7年間に変更することが承認されたところです。</p> <p>第五次宮崎市総合基本計画は、計画期間の変更にあたり、基本的な市政運営の方針についても大きく転換しています。第五次宮崎市総合基本計画については、市政運営の方針や戦略プロジェクト等の見直しが行われ、令和5年3月に改訂版が策定され、公表に向けて準備を進めているところです。これにあわせて、第二次宮崎市教育ビジョンの改訂を行うものです。</p> <p>資料の6ページをご覧ください。</p> <p>第二次宮崎市教育ビジョン現行と改訂案との新旧対照表です。左が改訂案になります。第五次宮崎市総合計画の見直しや関連する本市の他計画の状況の変化に合わせた改訂、年号の改元に伴う改訂、児童生徒数の推移及び推計の修正等を行っています。</p> <p>また、第五次宮崎市総合基本計画は、計画期間の変更に伴い、「重要業績評価指標（KPI）」等について見直しが行われています。第二次宮崎市教育ビジョンについても、期間変更による延伸分の目標値を設定する必要があることから、主な施策ごとの管理指標について、令和6年度の最終目標値を新しく設定しています。</p> <p>別紙2をご覧ください。</p> <p>第二次宮崎市教育ビジョンの管理指標の新旧対照表です。左側が改訂案になります。原則、第二次宮崎市教育ビジョン基本計画の管理指標を踏襲し、関連する他計画等との整合を図りながら、最終目標値を設定しています。また、第五次宮崎市総合計画の改訂に伴い、KPIから削除された指標もごございますが、教育ビジョンにおいては引き続き管理指標として点検・評価を行って参ります。</p> <p>管理指標の改訂について、最終目標値の設定以外に変更を行ったもの</p>

	<p>については、指標の文言をより分かりやすく修正したもの、策定当初から活動内容等が一部変更したもの、浦之名小学校閉校に伴い全小学校数に変更が生じたため、令和4年度の間目標値を修正したもの等がございます。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました議案第10号について、ご質問はございませんか。別紙の説明をお願いします。</p>
川邊企画総務課長	<p>当日配布している別紙については、市全体の目標設定値の一覧です。今回、第五次宮崎市総合計画の改訂に伴い、このKPIの整理が行われ、個別計画で管理されているものであれば、本体の計画の中から除いてもいいのではないかとという観点から削除はされていますが、必要がないということではありませんので、ご理解いただければと思います。</p>
西田教育長	<p>続いて、議案第10号「第二次宮崎市教育ビジョン（宮崎市教育振興基本計画）の変更について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。議案第10号は承認されました。続きまして、議案第11号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>
川邊企画総務課長	<p>議案第11号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」説明します。</p> <p>資料は12ページになります。</p> <p>今回の改正は、明確な規定が設けられていなかった「公印の事前使用」に関する規定を設けるとともに、各種不足していた規定を整備するものです。また、別表の「宮崎市立幼稚園印」の管守課名について「清武幼稚園」に改めるものです。各幼稚園となっているところを現在、清武幼稚園しかございませんので、清武幼稚園に変えるということです。</p> <p>別紙の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず、第5条の第2項及び第3項に、公印の事前使用の規定を設けています。次に、第8条の「印影の印刷」、第9条の「電子計算組織による公印使用」、第10条の「公印の持ち出し」について、文言を改めています。</p> <p>次に、第11条以降については、これまで明確な規定がなく市長事務局等の規定に倣って取り扱われてきたものを、今回の改正に併せて追加しています。</p> <p>次に、別表において、各種公印の「公印の種類、寸法、管守課名等」を定めていますが、倉岡幼稚園の閉園に伴い、「宮崎市立幼稚園印」の管守課を「各幼稚園」から「清武幼稚園」に改めています。</p> <p>最後に、様式第1号として公印特殊使用申請書を新たに定めることに伴い、現行の様式第1号以下の様式番号を改めています。この規則の施行日は、4月1日としています。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました議案第11号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、議案第11号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。議案第11号は承認されました。続きまして、議案第12号「宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>

川邊企画総務課長	<p>今回の改正は、4月1日以降の「本市職員が兼職する場合の取扱い」が定められることとなったことに伴い、承認の決裁区分を定めるための改正です。</p> <p>別紙の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>現行の第4条以下を第5条以下にそれぞれ1条ずつずらし、新たに第4条として「企画総務課長の専決事項」を設け、専決事項として、「職員の消防団員兼職請求の承認に関すること」を設けています。</p> <p>一般職の職員が消防団員と兼職する場合の手続きとして、任命権者の服務担当者宛て兼職請求書を提出し、承認を受けることとなります。地方公務員法により任命権者の許可がなければ、営利企業等の事業等に従事してはならないとされていることと異なり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、任命権者は消防団員との兼職を認めなければならないとされています。そのため、裁量の範囲が狭く、教育局長の専決事項である「営利企業等従事の許可」より比較的簡易な決裁事項ではありますが、勤務時間中の活動について「職務に専念する義務を免除等」の手続きが必要となりますことから、各課長共通の専決事項ではなく、教育委員会事務局の服務担当課である企画総務課長専決事項とするものです。この規程の施行日は、兼職に関する取扱いにあわせて、4月1日としています。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました議案第12号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、議案第12号「宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。議案第12号は承認されました。</p> <p>続きまして、議案第13号「宮崎市学校管理規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。</p>
重盛学校教育課長	<p>資料21ページをご覧ください。議案第13号、宮崎市立学校管理規則の一部改正について説明します。提案理由としては、様式第1号の内容修正と提出様式の一部押印廃止をすることから行うものです。</p> <p>22、23ページをご覧ください。</p> <p>様式第1号の内容修正についてです。現在、実施されている学習指導要領において、小学校の履修教科が変更されているため、様式の変更を行うものです。変更後の様式については、23ページのとおりで、表の下から7番めの外国語を5、6学年で追加し、その一段の外国語活動の5、6学年を斜線で削除しています。</p> <p>次に、24ページをご覧ください。</p> <p>提出様式の一部押印廃止についてです。これまで学校が校長の公印を押して提出していた届出書の様式について、押印の廃止を行うものです。押印を廃止することで、紙文書による提出から、データでの提出も可能となり、国および本市が推進するDXや教職員の働き方改革にも寄与すると考えています。変更する各様式の新旧対照表は、25ページから31ページをご参照ください。なお、32ページに参考資料として変更点を整理した資料を掲載しています。説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました議案第13号について、ご質問はございませんか。</p>

委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第13号「宮崎市学校管理規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。議案第13号は承認されました。続きまして、議案第14号「宮崎市立図書館管理運営規則の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。
長田生涯学習課長	<p>議案第14号「宮崎市立図書館管理運営規則の一部改正について」ご説明します。提案理由は、「宮崎市立図書館の開館時間を変更するため」です。</p> <p>改正の具体的な内容は、次の34ページの新旧対照をご覧ください。</p> <p>花山手にございます宮崎市立図書館の開館時間は、開館は午前9時からですが、閉館時間は平日と土曜日が午後7時までなのに対し、日曜日と祝日は午後5時までとなっております。</p> <p>今回、休館日の火曜日を除く全ての曜日において閉館時間を午後7時までとするよう、規則の改正をするものです。</p> <p>その理由としては、曜日ごとの市立図書館の利用者数の実績を分析した結果、最も利用者数の多い土曜日に次いで、日祝日は利用者数が多く、平日の利用動向と比較しますと、閉館時間間際の利用者数の減少幅が少ないことから、開館時間の延長に対する利用者ニーズに応える必要があると判断されたため、日曜、祝日の開館時間を延長しようとするものです。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大後、市立図書館の来館利用者数は従前の約3分の2程度まで落ち込み、現在もまだ完全な回復には至っておりませんが、利用者の利便性を向上させることにより、図書館利用者を取り戻し、市民の読書活動を維持、促進してまいりたいと考えています。なお、本規則の施行期日は本年4月1日からを予定しています。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいま説明のありました議案第14号について、ご質問はございませんか。様々な市民のニーズ等を把握したうえでの改正ということになります。
小林委員	市民のニーズというのは、具体的に何か声があがってきたということでしょうか。もしくは、事務局が利用者数から判断したのでしょうか。
長田生涯学習課長	実際の貸し出しの段階で、貸し出し人数をあたったところ、日曜・祝日の状況が、土曜日に非常に似通っていました。そのため、日曜・祝日についても夕方の開館が必要だろうということで、今回、開館時間を延長したところでは。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第14号「宮崎市立図書館管理運営規則の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。議案第14号は承認されました。</p> <p>議案第15号と第16号は、先ほどお伝えしたとおり、会次第「7 行事予定」の説明後に審議いただきます。</p> <p>続きまして、報告です。37ページをご覧ください。</p> <p>本日、報告が4件です。</p> <p>4件の報告のうち報告第8号「臨時代理の報告について」は、傍聴者・事務局職員の退室の必要がございますので、議案第15号・第16号と同様に、会次第「7 行事予定」の説明後に、事務局から報告をします。</p> <p>それでは、まず、報告第5号「令和5年第1回宮崎市議会定例会（3</p>



	<p>月)の報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>迫田教育局長</p>	<p>令和5年第1回宮崎市議会定例会について報告します。</p> <p>本日配布している資料、当日配布報告第5号 別紙1をご覧ください。</p> <p>3月市議会定例会については、2月27日(月)から3月17日(金)までの日程で開催されました。まず、一般質問についてですが、教育委員会に対し、9名の議員から51の質問をいただきました。いただいた質問については、別紙2のとおりですが、主なものとして、「部活動の地域移行について」、「不登校対策について」などの質問がございました。</p> <p>次に、議案の状況について、別紙1の中ほど、提出議案をご覧ください。今回、教育委員会関連議案としては、</p> <p>議案第1号「令和5年度宮崎市一般会計予算案」、</p> <p>議案第17号「令和4年度宮崎市一般会計補正予算(第14号)案」、</p> <p>議案第49号「宮崎市田野育英奨学基金条例の一部改正について」、</p> <p>議案第54号「宮崎市立学校条例の一部改正について」、</p> <p>議案第56号「宮崎市公民館条例の一部改正について」、</p> <p>議案第57号「宮崎市コミュニティセンター条例の一部改正について」、</p> <p>議案第58号「宮崎市佐土原総合文化センター条例の一部改正について」、</p> <p>ここまでの7件の議案については、前回の教育委員会定例会でご説明させていただいておりますので省略しますが、いずれも原案のとおり可決されています。</p> <p>これに加えて、議案第59号「宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」を追加提案していますが、これは、本市の児童クラブの設備及び運営に関する独自基準について明確にするもので、こちらも原案のとおり可決されています。</p> <p>最後に、議案の可決にあたり、文教民生委員会委員長報告の中で意見・要望がございましたので、報告します。</p> <p>まず、「部活動指導員配置事業」について、2段落目になりますが、『部活動指導員の選任に当たっては、生徒に寄り添った指導ができるような人材の選考に努めるとともに、配置される地域に偏りが無いよう配慮されたい。』との意見・要望がありました。</p> <p>続きまして、裏面をご覧ください。「不登校児童生徒学習支援体制整備事業」について、3段落目になりますが、『不登校支援のあり方協議会の構成員を有識者のみとせず、不登校支援を行う団体やフリースクール運営者、不登校当事者等、実体験を有する方に参加いただくことについて検討されたい。』、校内教育支援指導員について、『別室に登校している児童生徒の不安や悩みに寄り添える人材が必要であると考えられることから、教員免許所持者のみではなく、教員免許以外の専門的な資格を所持している者や必要な研修等を受けた者を配置する等、手厚い支援に取り組まれたい。』との意見・要望がありました。</p> <p>次に、「地域部活動環境整備事業」について、2段落目になりますが、『協議会において先進的な事例等が十分検討されるよう注力するとともに、教職員の働き方を見直す視点だけではなく、地域において格差が生じることのない環境により生徒が部活動に取り組めるよう努められたい。』との意見・要望がありました。</p> <p>次に、「教育支援教室サテライト校新設事業」について、3段落目にな</p>

	<p>りますが、『教育支援教室のサテライト校の設置に際し、対象者に対し十分な周知を行うとともに、既存の教育支援教室と同じ内容の支援に限らず、設置場所の特色を生かした子どもの学びと自立をサポートする取組のさらなる充実を図られたい。』『開校時間については、利用者ニーズも確認しながら午後の開校についても、検討されたい。』との意見・要望がありました。</p> <p>次に、「未来を拓く」キャリア教育推進事業について、3段落目になりますが、今後、『キャリア・パスポートの活用などを通じ学校、家庭、地域及び企業等と連携し、より充実したキャリア教育を実施できるよう努められたい。』との意見・要望がありました。3月定例会についての報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました、報告第5号について、ご質問はございませんか。</p>
小林教育委員	<p>教育支援教室サテライト校新設事業についてですが、開校時間について、先日私もお説明していただいたところですが、なかなか学校に行けないお子さんについては、生活リズムが整っていない状態の子が多いことを考えたときに、午後のみ利用したいとか、そういった要望が今後出てくる可能性があるなと思って聞かせていただきました。</p> <p>そういった点で、午後の開校を検討していくというのは、今後、まずは開設してみて、その利用者の状況に合わせたりしながら判断していくという理解でよろしいでしょうか。</p>
迫田教育局長	<p>サテライト校新設事業については、施設を借りて運営するというところで、まずは、教室からの指導員の派遣という形もありますので、午前中開校という形でスタートし、今後、サテライト校新設に係る協議会も設置しますので、その中でいろいろ改善点を見直していくこととなります。</p>
西田教育長	<p>子どもたちのニーズも大分変わってきているので、それに対して、どこまでこちらも対応できるかということについては、こちらもしっかり対応していく必要があると考えているところです。</p>
松尾代表教育委員	<p>これだけと不登校の数が毎年増加してきている中で、不登校の子ども達のための教育機関を確保していくことについて、行政側としても努力していると思います。一方で、当事者を抱える学校側が、行政の動きや、法律についてなどの理解や認識についても頑張ってもらいたい必要があると感じました。それによって効果が変わってくるのではないかと思います。</p>
重盛学校教育課長	<p>まさにその通りでありまして、私の方からも、法律が変わって、考え方が変わっているんだということを校長会でも、繰り返しお願いをしているところです。その考え方が、校長から先生方全員に届いているのかは我々も確認できる段階にありません。引き続き、市の施策を訴えると同時に、学校の考え方も改めていくということを同時に進めていく必要があると思っています。</p>
西田教育長	<p>松尾代表、特に強調して伝えてほしいことがありますか。</p>
松尾代表教育委員	<p>働き方改革が叫ばれる中で、学校の学級数に応じた教員の配当があり決められた範囲内で運営していかないといけない。不登校というのを想定しての、教職員定数ではないことは理解しています。それでもその中で、できるだけ努力は必要で、やはり保護者が一番苦労されてる状況もあるということを考えれば、今やっている行政の取組をきちんと見せていきたいという気持ちがあります。</p>
西田教育長	<p>他にないようでしたら、続きまして、報告第6号「新型コロナウイルス</p>

	<p>ス感染症に係る対応について」、事務局から説明をお願いします。</p>
迫田教育局長	<p>当日配布している報告第6号別紙1をご覧ください。</p> <p>まず、「1 小中学校における感染拡大防止対策」についてです。</p> <p>小学校及び教育委員会事務局における感染確認状況については、別紙2をご覧ください。</p> <p>令和5年2月11日から令和5年3月11日までの感染状況についてまとめています。</p> <p>2月11日以降は39校で、児童83名、生徒31名、教職員7名、事務局職員1名の計122名の感染が確認されています。</p> <p>次に、臨時休業及び学年閉鎖、学級閉鎖、感染者集団の確認状況についてですが、いずれもございませんでした。</p> <p>資料を改めて、別紙1をご覧ください。</p> <p>学校生活活動及び教育委員会所管施設の対応についてです。</p> <p>2月21日に医療緊急警報から医療警報へ移行され、3月3日に医療警報が解除されたところです。</p> <p>学校の対応については、去る3月6日より、下線部の箇所について変更を行っています。まず、3月6日以前は、家族など、同居する方に症状がある場合も登校させないとしていましたが、児童生徒が健康であれば登校を可能とするとなりました。</p> <p>また、感染リスクの高い活動を控えることとしていましたが、授業内容や学校行事、部活動、学校生活については、感染症対策を講じた上で実施することとしました。</p> <p>他の教育委員会所管施設の対応については、図書館及び大淀川学習館、中央公民館でこれまで一部制限がありました。3月3日からは一部制限を解除し、通常通りの開館としたところです。</p> <p>次に、「3 小中学校におけるマスク着用の見直し」についてです。</p> <p>文部科学省の通知に基づき、次の通り対応することとしました。</p> <p>3月31日までは、身体的距離が十分確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導します。</p> <p>そして4月1日からは、以下の①②に配慮しながら、マスクの着用を求めないことを希望することといたしました。</p> <p>資料の説明は以上ですが、これまで新型コロナウイルス感染症の感染状況について、毎月定例会において報告していましたが、今後は感染状況の動向を見ながら、大きな変化があった場合のみ、定例会において報告することとさせていただきたいと考えていますがよろしいでしょうか。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員	異議なし。
迫田教育局長	ありがとうございます。説明は以上になります。
西田教育長	ただいま説明のありました、報告第6号について、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、次に、報告第7号「令和4年度第4回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について」ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、これより非公開とします。

西田教育長	<p>それでは、ここで非公開を解除します。</p> <p>次に、会次第「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いします。</p>
委員	なし。
西田教育長	<p>ないようでしたら、次に、会次第「6 次回教育委員会について」、事務局から説明をお願いします。</p>
川邊企画総務課長	<p>次回、教育委員会定例会は、令和5年2月16日(木)、13時40分から清武総合支所内教育委員会室において開催しますので、よろしくお願い致します。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました日時で委員会を開催しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。</p>
川邊企画総務課長	( 行事予定説明 )
西田教育長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。</p>
委員	なし。
西田教育長	<p>ないようでしたら、資料3ページにお戻りください。</p> <p>続いて、議案第15号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、議案第9号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、の2件と、資料18ページにございます報告第14号「臨時代理の報告について」ですが、これらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>それでは、これより非公開とします。</p>
西田教育長	<p>それでは、ここで非公開を解除します。</p> <p>以上をもちまして、第3回定例会を終了します。</p>